仮処分命令申立事件

債権者 ●

債務者 ●

供託上申書

令和●年●月●日

東京地方裁判所●部御中

債権者代理人弁護士　●

１　無担保上申

　頭書事件について、債務者（側）より、発令に際しては担保不要との申出があった際には、無担保で発令されたく上申する。

２　第三者供託上申

　頭書事件について担保が必要となる場合には、債権者に代わり、第三者弁護士●による立担保（第三者供託）を許可されたく上申する。

３　管外供託上申

　債権者代理人の事務所が●にあるため、●地方法務局での管外供託を許可されたく上申する。

以上